

令和7年度

事業計画

社会福祉法人 清流会

- 特別養護老人ホーム 清流園
清流園ショートステイサービス
- 清流園 第1デイサービスセンター
- 清流園 ケアサービスセンター
- グループホーム 清流
- (ユニット型)
特別養護老人ホーム 清流園
清流園ショートステイサービス
- 市原市養護老人ホーム 希望苑

目次

社会福祉法 清流会	5
1. 基本方針	5
2. 運営方針	5
3. 運営する事業	5
4. 理事会及び評議員会の開催	5
5. 監事による監査	5
特別養護老人ホーム 清流園	6
1. 介護	6
（1）基本方針	6
（2）個別処遇	6
（3）集団処遇	6
（4）施設内の衛生・環境	7
（5）家族・地域社会	7
（6）職員関連	8
2. 看護	8
（1）健康管理	8
（2）保健計画	9
（3）その他	9
3. 給食	9
（1）基本方針	9
（2）業務予定	9
（3）年間行事計画	10
（4）感染症対策	10
清流園 第1デイサービスセンター	11
（1）基本方針	11
（2）センター運営について	11
（3）サービス内容	11
（4）研修・会議等	12
（5）広報活動	12
（6）行事予定	12
（7）感染予防	12

清流園 ケアサービスセンター	1 3
(1) 基本方針	1 3
(2) ケアマネジメントについて	1 3
グループホーム 清流	1 4
(1) 基本方針	1 4
(2) ホーム運営について	1 4
(3) サービス内容	1 4
(4) 研修・会議等	1 5
(5) 行事予定	1 5
(6) 感染症予防	1 5
(7) 防火対策	1 5
(ユニット型) 特別養護老人ホーム 清流園	1 6
1. 介護	1 6
(1) 基本方針	1 6
(2) 施設状況	1 6
(3) 協力病院等	1 6
(4) 行事予定	1 6
2. 看護	1 6
(1) 健康管理	1 6
(2) 保健計画	1 7
(3) その他	1 7
市原市養護老人ホーム 希望苑	1 8
(1) 目的	1 8
(2) 運営の基本方針	1 8
(3) 防災計画	1 8
(4) レク及び余暇活動	1 8
(5) クラブ活動	2 0
(6) 生活指導について	2 0
(7) 健康管理計画	2 1
(8) 給食について	2 1
(9) 施設の社会化	2 1
(10) 管理運営経費の削減について	2 1

社会福祉法人 清流会

1. 基本方針

社会福祉法人 清流会は、社会福祉法人の理念を基に運営し、第一に利用者のための利用者の施設づくりを目標に、各利用者に合わせた介護サービスの向上に努めます。

第二に将来の高齢者社会に対応するため、経営基盤の強化と事業の継続を重視し、職員の質の向上及び地域の需要に合わせた施設の拡充・設備の近代化を計り、地域社会に貢献します。

第三に積極的に経営・サービスの実態を開示し、広く外から見た意見を取り入れ、信頼される施設づくりを目指します。

2. 運営方針

- 介護保険制度の基本理念を遵守し、総合的な介護サービスを提供する。
- 利用者の立場に立った「生活の視点」を大切にした福祉サービスの提供。
- 社会福祉事業従事者としての職員の資質の向上を図る。
- 事務業務・福祉サービス提供に関連する業務等の OA 化を積極的に推進し、効率的なシステムの構築を図る。
- 地域福祉における役割と機能を十分に把握し、地域に密着した運営を心がける。

3. 運営する事業

- 特別養護老人ホーム清流園・・・・・・・・・・介護老人福祉施設（第 1272400365 号）「定員 64 名」
- 特別養護老人ホーム清流園(ユニット型)・・・・介護老人福祉施設（第 1272402635 号）「定員 30 名」
- 清流園ショートステイサービス・・・・・・・・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護
（第 1272400290 号）「定員 16 名」
- 清流園ショートステイサービス(ユニット型)・・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護
（第 1272402643 号）「定員 10 名」
- 清流園第 1 デイサービスセンター・・・・・・・・通所介護・第 1 号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)
（第 1272400282 号）「定員 30 名」
- 清流園ケアサービスセンター・・・・・・・・居宅介護支援（第 1272400118 号）
- グループホーム清流・・・・・・・・・・認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
（第 1272401041 号）「定員 18 名」
- 市原市指定管理受託事業・・・・・・・・市原市養護老人ホーム希望苑の受託運営

4. 理事会及び評議員会の開催

令和 7 年度の理事会及び評議員会を次の予定で開催する。

- 6 月 令和 6 年度事業報告及び決算について
- 3 月 令和 8 年度事業計画（案）及び予算書（案）について

上記の他、定款に定められた議決事項及び重要な事項については、適時開催する。

5. 監事による監査

定款第 20 条に定める監査の他、必要に応じ実施する。

特別養護老人ホーム 清流園

介護老人福祉施設

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

1. 介護

(1) 基本方針

- お客様主体の介護を常に念頭に置きながら、業務の効率化とコスト削減に努める。
- 日々変化するお客様のニーズを的確にとらえ、介護の質の向上を目指す。
- お客様の一人一人の行動から、危険予測し事故を未然に防ぐ。また、安全に暮らしていただけるよう環境を整備し、事故防止に努める。
- ゆとりのある介護を目標とし、お客様が職員に対し安心して何でも話せるような信頼関係の構築を図る。

(2) 個別処遇

- お客様とのコミュニケーションを常にとり、安定した信頼関係のもと、個々の変化やニーズの発見に努める。
- 個々のニーズの反映と事故防止を基本としたケアプランの作成と着実な実施を図る。作成にあたっては、ご家族様及び各部署との連携を図り、園全体で最善のケアを行う。
- ケース担当者及び各グループが中心となり、お客様に生きがいを持っていただけるよう要望に応じた個別対応を行うとともに、身の周りの環境整備に留意する。
- 理学療法士の指導のもと、残存機能の維持・機能向上を目的にリハビリテーションを行う。
- 身体拘束については身体拘束委員会とケース担当が中心となり「拘束ゼロ」を目指し、日々考察していく。

(3) 集団処遇

- 集団処遇においても、個別ニーズ及びご家族様のニーズを反映させ、お客様主体のケアを行う。
- お客様に最大限の満足を提供できるよう業務内容の見直しを随時行う。現入園者・新規入園者の認知症の重度化・日常生活動作の低下が顕著であるため、リハビリを取り入れた全体行事などを行う。
- 外出の機会を増やすと共に、外出困難なお客様には園内で楽しんでいただけるような行事の企画をし、お客様が日常生活動作に応じた楽しい生活が送れるよう環境を整える。
- 余暇活動の充実・作品として残るものの作成を目指すとともにお客様と職員で楽しい生活を送っているという結果を残すことを目指す。

行事予定

	園内行事	園外行事
4 月	お花見会	お花見ドライブ
5 月	物作り	春の遠足
6 月	昼食行事・ドーナツを食べよう	
7 月	おやつ行事・七夕飾り	
8 月	物作り・お茶会	施設外周のお散歩
9 月	夏祭り・敬老会	
10月	おやつ行事・お誕生日会	
11月	物作り	紅葉ドライブ
12月	ビンゴ大会・もちつき	
1 月	正月遊び	
2 月	昼食行事・節分豆まき	
3 月	物作り・雛祭り	

※その他 感染症対策を徹底した中でお客様の状態や環境に合わせた行事を随時計画していく。

園内中心の行事となる為、暖かい季節には施設外周の散歩等で気分転換を図る。

(4) 施設内の衛生・環境

- お客様が安全かつ快適に生活していただけるよう感染症を防止するとともに、衛生面を含め環境整備に努めていく。
- 感染症対策や対応がスムーズに出来るように職員全員が把握できるように努める。
- お客様に不便を与えることのないように施設環境を整備する。
- 防災避難訓練等を通し、いかなる時でも有事に備えられるようにする。

(5) 家族・地域社会

① 家族

- ケース担当・グループ制の特性を活かし、ご家族様に対してもきめ細かい対応をし、共通理解のもと安心感の提供に努める。
- 個の尊厳と事故防止の観点から、ご家族様の方々と介護の方法について日頃から相談をし、理解していただく。
- ご家族様のニーズも含めて、その都度同意を得ながらケアプランの立案に臨む。

② 地域社会

- 地域に貢献する施設として、地域の行事等には極力参加し、また園内諸行事には地域の方々やボランティアに参加を広く呼びかける。
- 地域との交流を深める為、外出等を積極的に行う。
- ボランティア主催のクラブ活動を引き続き行う。
- 必要な方に必要なサービスを提供できるよう、入所判定委員会の充実を図る。

(6) 職員関連

- 介護職員は、経験・能力に応じ知識・技能向上を目指し、各種研修に積極的に参加する。
- 特養職員会議の内容の充実を図る。会議内で実用的な内容の研修を毎回行う。
- 自己研鑽の為に園内研修等の拡充を図る。
- お客様に敬意をもって介護することを大前提とし、サービスの量より質の向上を目指す。
- 新入社員及び研修生の受け入れにあたっては、介護・業務に関する手引書を作成し、理解を深めてもらう。また、先輩職員は新入社員及び研修生に介護という仕事にやりがいを見出してもらえようような指導を行う。また指導する者も介護という仕事に対し、生きがいを見出すよう自己啓発に努める。
- 介護保険制度の改定に伴い質の高いサービスを安定的に提供出来るように介護従事者の専門性等のキャリアに着目した勉強会を開催出来るよう努めたい。

2. 看護

(1) 健康管理

① 入園者

- 健康管理に関しては、お客様に苦痛なく快適に過ごしていただく上で、特に注意すべき重要な要素である。介護職員と連携して常にお客様の一般状態を観察し、異常の早期発見に努める。
- 健康状態に変化のあった場合や、突発的に状態の変化した場合は協力病院の医師とのネットワークを図り迅速かつ的確な対応をとる。
- 健康診断に関しては、定期的に健康診断を受ける事により現疾患の悪化を予防し、新たな疾病の早期発見に努める。
- インフルエンザの予防接種・肺炎球菌・コロナワクチン接種に関しては、お客様のご家族様より承諾を得て予防接種を行う。
- 感染予防に関しては、施設内でインフルエンザやノロウイルス・新型コロナウイルス等が発生すると蔓延する恐れがある。感染予防の為、定期的に感染症委員会や研修を行い、速やかな対応ができる様に努める。
- 褥瘡に関しては、介護職員、栄養士と連携を図り褥瘡予防に努める。褥瘡が発生した方に対しては、医師に相談し適切な治療を受ける。褥瘡予防対策委員会を定期的に開催し、褥瘡に対する知識、注意点などを話し合い褥瘡予防に努める。
- 転倒予防に関しては体調の変化及び内服薬等により、転倒の危険性のある方は、介護職員と連携を図り、転倒予防に努める。

② 職員

- 職員は年1回健康診断を行い、異常の早期発見及び健康に対する自己管理の意識を高める。
(夜勤業務を行っている職員は年に2回健康診断を行う)
- 年2回腰痛症検診を行い、腰痛予防等の指導等を受ける事により、腰痛の予防に努める。
- 感染症予防の為、手洗い・うがい・手指消毒を徹底する。インフルエンザ・コロナウイルスについては、個々に承諾を得た上でワクチンを接種しお客様への感染を予防する。

(2) 保健計画

- 入園者・・・● 健康診断(9月～11月) ● インフルエンザ予防接種(10月)
● 肺炎球菌接種(1月) ● コロナワクチン接種(12月)
- 職員・・・● 健康診断(10月～12月) ● 夜勤者の健康診断(4月)
● 介護職員の腰痛症検診(9月・2月)
● インフルエンザ予防接種(10月～11月)
● コロナワクチン接種(12月)

(3) その他

- 感染症予防の園内研修を実施・・・1月(インフルエンザ・ノロウイルス)
- 新人研修・・・4月
- 千葉労災病院看護学校実習生(11月)

3. 給食

(1) 基本方針

- お客様に喜ばれる食事の提供。(体調・嗜好への対応・行事食の充実化)
- 衛生的で安全な食事の提供。
- 各部署との連携を図り、スムーズな業務処理を行う。

(2) 業務予定

① 細菌検査

- 栄養士は毎月2回
- 食事介助に携わる介護職員は、1年に2回実施 (9月と3月に実施)

② 水質検査

- 残留塩素測定・・・特養多床室においては、厨房内にて毎日始業前、始業後に測定を行う。
また、ユニットにおいても毎日測定を行う。
- 受水槽清掃・・・1年1回 (毎年9月頃実施予定)
- 水質検査・・・特養多床室 必須項目試験 (令和7年9月頃実施予定)
全項目試験 (令和8年3月頃実施予定)
ユニット 必須項目試験 (令和7年9月頃実施予定)
全項目試験 (令和10年9月頃実施予定)

③ 衛生管理

- グリストラップ清掃・・・1年に2回実施(4月と10月に実施)
- 害虫駆除・・・1年に2回実施(4月と10月に実施)

④ 栄養マネジメント

- お客様の食事摂取状況、栄養状態、生活活動動作に関する情報を収集し、個々人の栄養状態を確認し、栄養マネジメントを実施する。お客様の生活の中で最大の楽しみである食事を看護師・介護職員等多職種と連携を図り、個々人に合わせた食事提供・栄養マネジメントに努める。
又、褥瘡対策にも看護職員と共に連携をとり、栄養改善に努める。

(3) 年間行事計画

季節	月	行事名
春	4 月	花祭り
	5 月	こどもの日
夏	6 月	
	7 月	七夕・土用の丑の日
	8 月	
秋	9 月	十五夜・敬老の日
	10月	ハロウィン
	11月	
冬	12月	冬至・クリスマス
	1 月	元旦・七草粥
	2 月	節分・バレンタイン
春	3 月	ひなまつり

※ 各月ごとにお客様に嗜好調査を実施し、看護師・介護職員と相談して園内にて行事食を楽しんでいただけるよう献立作成に努める。

(4) 感染症対策

- 手洗い・うがい・手指消毒の徹底を基本に感染症（0-157・ノロウイルス）対策の強化・予防に努める。

清流園 第1 デイサービスセンター

通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

（1）基本方針

- お客様とご家族様及び各担当ケアマネジャーと、日頃から充分なる連絡を密にし、信頼関係を築き、その上でお客様一人ひとりのニーズに即したサービスを提供するように努める。そして、お客様、ご家族様にとって、何を望んでいるのか、相手側の立場に立ったサービスを計画、実施、見直しを図っていく。また、苦情、要望には速やかに応えられるようにする。
- 認知症高齢者の施策の方向性として、在宅における自立生活支援と共に、早期発見、予防対策、相談体制も含め、尊厳を守り自立した暮らしをサポートし、普通に暮らしていけるよう生活支援に努めていく。
- 介護予防を重視しながら生活のサポートと共に、身体の状態悪化を防止するプログラムを取り入れ、生活全般への意欲向上を図りながら、生活機能の維持、回復の向上を目指す。
- 生きがい支援、健康増進、日常生活動作支援等の機能を中心に、在宅要介護者の社会的な孤立感を解消、そして介護者の負担軽減を図り、在宅生活を支援していく。

（2）センター運営について

- 介護予防・日常生活支援事業へ移行に伴い、お客様への説明・理解を得る。
- お客様の健康状態を把握し、異常兆候の早期発見・事故防止に努める。また、緊急時などは的確な行動がとれるよう、常に職員間の情報交換に努め、予測の訓練を重ねる。
- ケアマネジャーとの連携を重視し、毎月の実績報告、モニタリング、サービス担当者会議の報告等により、お客様の情報を共有し、「報告、連絡、相談」の徹底を強化する。
- 家庭との連携、ご家族様からの情報収集、在宅での様子等の状況把握をしながら、ご家族様へのアンケート、地域ボランティアの参加、地域の子供達との交流会を図り、お客様のご家族様、地域との関わりを重視していく。
- お客様、ご家族様の声、要望を尊重し「何を望んでいるのか？」を常に把握し、個々に楽しんでいただけるよう努めていく。
- 日々のレクリエーション、機能訓練により個々の機能に適した多様なプログラムメニューを取り入れ、身体、運動機能の低下防止に努める、残存能力を維持し生活意欲を高め、生活の質の向上を図っていく。
- プログラムへの参加を勧めながらも強要せずに、お客様が楽しさを感じ、生きがいを見つけ、積極的に参加できるよう支援していく。

（3）サービス内容

お客様の状態に応じた質の高いサービス提供を安定かつ効率的に行う。また適正に提供出来るよう努めながらその人らしさを大切に、安心できる空間作りを心掛けていく。

① 集団処遇プログラム

- 言語的要素をもったもの（日直当番・自己紹介）
- 身体的要素をもったもの（リハビリ体操・口腔、嚥下体操・音楽体操・ゲーム）
- 音楽的要素をもったもの（唱歌・音楽療法）

② 能力別プログラム

- 趣味を生かしたもの（書道・カラオケ・折り紙・ぬり絵・貼り絵・数独・将棋）
- 全員参加できるもの（音楽療法・レクリエーション・工作）

③ 機能訓練プログラム

- 残在機能の維持、機能向上を目的に個々のプログラム作成、健康状態に応じたメニューにて身体、運動機能の向上を図っていく。

プログラムメニュー

- 器具を使わない負荷の小さな運動
- 体調維持を目的とした軽い体操
- 歩行の訓練、練習
- 指先の機能向上を目的とした活動、訓練
- 園内散歩

④ その他プログラム

- 外出行事（買い物、外食、季節感を取り入れる外出）個々の要望に応じる。
- 園内行事（運動会、幼稚園交流会、季節感を取り入れる行事）
- 入浴（プライバシーを確保し、ゆっくり入っていただけるよう心掛ける。）
- 食事（適温適時でおいしい物、行事食）
個々の嗜好を把握しながら喜ばれる食事提供を栄養士と連携をとり栄養改善にも努める。
- 多様なプログラムを取り入れ、自主的に参加できるものを検討し、個々の意見を聞き、次のプログラムに反映させていく。

（４）研修・会議等

- 園内・園外研修には積極的に参加し、知識、質の向上に努め、デイスタッフ会議に取り入れ役立てる。
- 園内の部署、他事業所との情報交換や交流を積極的に行い、スタッフとの連携を図り連絡調整が円滑に行われるよう努める。
- 感染対策・転倒・身体拘束・褥瘡・虐待各委員会を通し予防に努める。
- 制度改正に伴い評価が得られるよう勉強会開催に努める。

（５）広報活動

- ポスター、パンフレット作成及び配布、各事業所、及びケアマネジャーとの情報交換を重ね連携を密にする。
- TEL、FAX等により、当施設の空き状況を各事業所へ連絡し、お客様確保に努める。
- アットホームな雰囲気をアピールし、お客様の増員を図る。

（６）行事予定

月	行事	月	行事
4 月	お花見、苺狩り、外食	10月	外食、買い物
5 月	鯉のぼり	11月	菊祭り、外食、買い物
6 月	運動会	12月	クリスマス会
7 月	七夕祭り、買い物、外食	1 月	お正月イベント(初詣)
8 月	夏祭り	2 月	節分豆まき
9 月	敬老会	3 月	ひな祭り

※ お客様から外出を求める声が多く、外出行事に力を入れ更なるサービスの向上に努める。

（７）感染予防

インフルエンザ・感染性胃腸炎・O-157・コロナウイルス等の感染予防の為、お客様及び職員共に手洗い・うがい・手指消毒の更なる強化に努める。

清流園ケアサービスセンター

居宅介護支援

(1) 基本方針

- お客様が要介護状態になった場合、出来る限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活がおくれるよう居宅介護支援を行う。
- お客様に提供されるサービスが、特定の種類・特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 地域住民・家族・地域包括支援センター及びインフォーマルのサービスを導入し、総合的なサービスの提供に努める。
- お客様に選ばれる事業所を目指し、安定的な運営に努める。
- 地域包括ケアシステム構築のため、地域において積極的にその役割を果たす。

(2) ケアマネジメントについて

- 「困ったときは清流園」と思ってもらえるよう、相談に懇切丁寧に対応するとともに、気軽に相談していただける雰囲気作りに努める。
- 問題を早期に発見するため、アセスメントを確実にを行い、隠されたニーズの発見に努める。また、プラン後のモニタリングにおいても同様に行い、問題の早期解決に努める。
- お客様、ご家族様との信頼関係を基本に、自立支援と本人ニーズの充足に向けたケアプランを作成する。サービス担当者会議を形式にこだわらず状況に応じ、頻繁に実施し、ご本人様、ご家族様の思いとサービス内容の共有、統一ケアを実施していく。
- 介護予防・日常生活総合事業を通して、できる限り住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう支援する。
- お客様の複雑な問題（独居、認知症、虐待、医療ニーズ等）に対応するため、チームケアを基本に、事業所間の連携はもとより、行政、地域包括支援センター、権利擁護、医療機関、介護施設、民生委員など地域の皆様をはじめとする幅広い社会資源を活用、協力していく。
- ケアマネとして法令を理解、遵守する。そして他サービス事業者にも適切な助言を行い、介護保険制度の適正な運用、維持に努める。サービス実施にあたっては、特定、不適切な種類、サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 守秘義務はもちろんのこと、人権に常に配慮する。またケアマネジャーとして恥ずかしくない行動をする。
- お客様などの苦情を真摯に受け止め、事業所として敏速かつ適切に対応する。
- 園内外の研修、会議を通し、知識、技術の向上に努める。
- 地域包括ケアシステム構築に向け、事業所内はもとより、地域づくりや事例検討会など地域でのケアマネジメント向上のために積極的に関与する。

グループホーム 清流

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

(1) 基本方針

- グループホーム清流は介護保険の地域密着型サービスとしての位置付けと、お客様ご自身が掲げた『明るく穏やかな生活』を目指すという理念を基に、お客様とご家族様、地域、職員それぞれが共存できる第二の住まいを目指す。

(2) ホーム運営について

- お客様の人格を尊重し、「その人らしさ」をもとに個別介護計画を作成、実践の中でさらに必要とされるサービスを考え、修正していく。
また、サービスを提供する前に計画内容をご家族様と調整し、できるだけご家族様の希望も加味したサービスの実施に努める。
- 地域との交流も積極的に取り入れ運営推進会議を2ヶ月毎に実施、年に1回は家族会を開催し、近隣の幼稚園児とふれあい、多くのボランティアとの交流に努める。
- 併設する特養やデイサービス、ケアセンター等と連携をとりあい、入退園がスムーズにいくように協力体制をとっていく。
- 協力病院（長谷川病院、磯ヶ谷病院）と連携し、医療面でのバックアップ体制を整える。
- 年1回、外部評価や情報公表調査を受け、第三者の立場で評価や情報公表を行う。

(3) サービス内容

「その人らしさ」を大切にしながら、安心できる空間と人と物の関係作りを仲介する。お客様には人生で培った経験を活かして、できることを行なっていただき、不足部分はさり気なく職員が補う。また、認知症の進行に伴う心身の問題については、ご家族様や医療機関との連携に努め、スピーディに対応していく。

① 集団処遇プログラム

- 生活リハビリ（日常生活内での掃除、洗濯、食事の準備と片付け等）
- 残在機能を十分に生かし、機能の向上を目指したリハビリ（午後のレクリエーション）
- 音楽的要素をもったもの（音楽療法・唱歌・童謡）
- リハビリ体操、嚥下体操（午前・食前）

② 能力別プログラム

- 趣味を生かしたもの（書道・生花・園芸）
- 全員参加できるもの（音楽療法・レクリエーション）

③ その他プログラム

- 外出行事（買い物、外食、散歩などに季節感を取り入れる）
- 入浴（環境に配慮する）
- 食事（適時適温で提供する）
- 畑で野菜を育て、成長過程や収穫の楽しみを味わっていただく。
- 積極的に参加できるものを検討し、個々の意見から次のプログラムに反映させていく。

(4) 研修・会議等

- ホーム内外の研修には積極的に参加し、全体会議を年2回（4月、10月）実施、自己啓発に努める。
- より良いサービス提供を目指すために、職員各々が意見交換し、情報の共有化を図る。
- ケアカンファレンスを行い、モニタリングし、お客様に状況の変化があれば随時に見直す。
- ヒヤリ・ハット、インシデントのデータを検討及び報告し、活用する。
- 法人内の他部署・事業所との情報交換や交流を積極的に行い、スタッフとの連携を図って連絡調整が円滑に行われるよう努める。
- お客様、ご家族様等の苦情に対しては、「苦情解決委員会」年4回にて対応する。
- 感染症・転倒・褥瘡・身体拘束など各委員会を通して予防に努める。

(5) 行事予定

月	行事	月	行事
4 月	お花見ドライブ（桜）2回	10月	秋の運動会 ドライブ外出
5 月	ドライブ外出 2回	11月	ドライブ外出2回 焼きいも行事
6 月	ドライブ外出 2回	12月	クリスマス会 餅つき大会
7 月	ドライブ外出 家族会	1 月	お正月行事 室内ゲーム大会
8 月	スイカ割り 夏祭り	2 月	節分 室内ゲーム大会
9 月	ドライブ外出 敬老会	3 月	ひな祭り ドライブ外出

※ その他、お客様の意見を取り入れて外出行事を行なっていく。又、感染症対策による行事の変更も柔軟に行っていく。

※ 毎月、お客様の希望による「リクエスト」が昼食やおやつの献立に反映させる。

※ 奇数月に運営推進会議を実施。

(6) 感染症予防

- 新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス・O-157等の流行情報の収集に努め、流行期には職員は人の多く集まる場所を避けてお客様への感染を防止し、ご家族様の面会を一時的に制限する。
- 感染予防のため、お客様・職員とも日常的に「手洗い」「うがい」「手指消毒」を励行する。
又、施設内の定期的な換気や消毒を実施する。
- 食事やおやつ前のアルコール手指消毒を実施する。
- インフルエンザの予防接種は、お客様と職員の全員が行うことを基本として、暑期や寒期のウイルスの活発化を防止する対策を講じ、感染の感受性が高まらないよう、栄養と水分を摂り、規則的な生活が送れるよう配慮する。

(7) 防火対策

- 市津消防署の立会いのもと、防災訓練を年3回実施して、お客様・職員共に災害防止への日頃の対策に努める。

(ユニット型) 特別養護老人ホーム 清流園

介護老人福祉施設

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

1. 介護

(1) 基本方針

- お客様の人格と尊厳をお守りし、一日一日がその人にあった流れのなかで過ごすことができるような介護サービスに努める。
- お客様の状態像を把握して適切なケアプランを立て、ユニットケアによる個別ケアの実現を目指す。
- 施設の機能を地域に開放するとともに、地域福祉に関する資源の開発・創造や情報の収集・提供に努める。
- ボランティア活動団体や地域の人々と交流し、共に利活用できる施設づくりを目指す。
- お客様が誰でも一定水準のサービスが得られるよう、介護知識・技術の研修等職員資質の向上に努める。

(2) 施設状況

- 定員・・・特養 30名 短期入所・・・10名
- ユニット数・・・特養 3ユニット 短期 1ユニット (1ユニットあたり10人)

(3) 協力病院等

- 長谷川病院・・・内科
- 磯ヶ谷病院・・・精神科

(4) 行事予定

月	行事	月	行事
4 月	お花見 (園内)	10月	バンド演奏、ゲーム大会
5 月	瀬又こいのぼり見物 (外出)	11月	ハロウィンパーティー
6 月	バンド演奏、ゲーム大会	12月	クリスマス・忘年会・餅つき
7 月	七夕	1 月	正月行事
8 月	夏祭り	2 月	節分
9 月	敬老会	3 月	ひな祭り

※感染症予防の為、園内行事中心。外出行事は車内からの見物となります。

2. 看護

(1) 健康管理

① 入園者

- 健康管理に関しては、お客様が苦痛なく快適に過ごしていただく上で、健康管理は特に注意すべき重要な要素である。介護職員と連携して常にお客様の一般状態を観察し、異常の早期発見に努める。
- 健康状態に変化のあった場合は、必要に応じて病院受診や回診時、医師の診察を受ける。
- 定期的に健康診断を受けて現疾患の悪化を予防し、新たな疾病の早期発見に努める。
- お客様のご家族より承諾を得てインフルエンザ・肺炎球菌・コロナワクチン等の接種を行う。

- 感染予防に関しては、施設内でインフルエンザやノロウイルス・新型コロナウイルス等が発生すると蔓延する恐れがある。感染予防の為、定期的に感染症委員会が研修を行い、速やかな対応ができる様に努める。毎食前の手指消毒とうがい徹底する。
- 褥瘡に関しては、介護職員、栄養士と連携を図り褥瘡予防に努める。褥瘡が発生した方に対しては、医師に相談し適切な治療を受ける。
- 転倒予防に関しては、お客様の安全を考える上で重要である。介護職員と連携を図り、転倒・転落の危険要因について把握し、お客様に合わせた防止策を行う。

② 職員

- 職員は年1回健康診断を行い、異常の早期発見及び健康に対する自己管理の意識を高める。
(夜勤業務を行っている職員は年に2回健康診断を行う)
- 夜間業務を行っている職員は、年2回腰痛症検診を行い、腰痛予防等の指導を受ける事により、腰痛の予防に努める。
- 感染症予防の為、手洗い・うがい・手指消毒を徹底する。インフルエンザ・コロナウイルスについては、個々に承諾を得た上でワクチンを接種しお客様への感染を予防する。

(2) 保健計画

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 入園者・・・● 健康診断（5月～6月） | ● インフルエンザ予防接種（10月） |
| ● 肺炎球菌接種（1月） | ● コロナワクチン接種（12月） |
| 職 員・・・● 健康診断（10月～12月） | ● 夜勤者の健康診断（4月） |
| ● 介護職員の腰痛症検診（9月・2月） | |
| ● インフルエンザ予防接種（10月～11月） | |
| ● コロナワクチン接種（12月） | |

(3) その他

- 医療ニーズに対応する為、感染症予防や痰の吸引等の園内研修を行い、職員のスキルアップにつなげる。
- 千葉労災病院看護学校実習生（11月）

市原市養護老人ホーム 希望苑

老人福祉施設

(1) 目的

- 入所者の個々の能力に応じ、自立した日常生活を送れることを目指す。
- 心身や環境状況を把握し、総合的に勘案して適切な運営に努める。

(2) 運営の基本方針

- 明るく家庭的な雰囲気の中で、入所者の人格を尊重した支援を行う。
- 入所者が心身共に健康に過ごせるよう支援する。
- 入所者に対する処遇計画（ケアプラン）に基づき、自立した日常生活を営むために必要な助言・指導及び訓練等の援助を行う。また、必要に応じて適切な外部福祉サービスを利用し、生活の質の低下を防ぐ。

(3) 防災計画

	参加者	想定	訓練内容
4 月	入所者・職員	居室からの火災	消防局への通報訓練 入所者の避難誘導訓練 消火器による初期消火訓練
6 月	入所者・職員	土砂災害	入所者の避難誘導訓練 インターネット等による情報収集訓練 携帯電話による伝達訓練
9 月	入所者・職員	地震災害	入所者の避難誘導訓練 応急手当・負傷者救出・搬送訓練 携帯電話による伝達訓練
11 月	入所者・職員	火災 (夜間想定)	消防局への通報訓練 夜勤者と宿直者による入所者避難誘導訓練 通報装置登録者の駆けつけ訓練
3 月	入所者・職員・ 給食委託職員	火災 (厨房出火想定)	消防局への通報訓練 入所者の避難誘導訓練 消火器による初期消火訓練

(4) レク及び余暇活動

① 行事

入浴やクラブ活動等以外の余暇時間で、季節に相応しい行事を企画して親睦を図ることにより入所者の集団行動が円滑になるように配慮する。

- 四季を感じる季節行事を生活の中に取り入れる。
- 感染予防対策を講じたうえで、入所者同士の親睦を図る。
- 小グループで食事を含む外出や、小旅行を楽しむ。

表) 毎月の行事

実施日	苑内行事	苑外行事
4 月		お花見(桜・菜の花)
5 月	幼稚園交流会	グループ旅行
6 月		お花見(花菖蒲・紫陽花)
7 月	納涼会	
8 月	流しそうめん	映画館外出
9 月	敬老会	
10月	運動会	
11月	幼稚園交流会	紅葉見学
12月	年忘れ演芸大会	慰労会
1 月	新年会	
2 月	節分会・初午	
3 月	ひな祭り	お花見(梅)

② 体操

- ラジオ体操は身体機能の維持と自覚の身体観察のため、支援員立会いのもと入浴日以外の週4回(火・木・土・日)、朝9時に日課として行う。
- 体操や小レクは入所者の興味や状態に合わせた内容を取り入れ、午後のおやつ後に短時間で行う。

③ 誕生会

- 月1回、外食や出前など給食以外の食事の機会を取り入れて誕生者のお祝いを催す。
- 内容は、月ごとに担当する支援員が主体となって立案、実施する。

④ 家族との外出・面会

- インフルエンザなどの感染症が流行する時期(12月から3月中旬まで)においても面会や外出等を制限しないが、飲食や写真撮影以外はマスクを着用していただく。また、やむを得ず流行の最中や混雑の中で行われる場合には、帰苑後に隔離を含めた様子観察の期間を設けることに理解の上で行われるものとする。

⑤ その他

- 文化の森やうるいど自然公園などを利用して気軽に散歩できる機会を持つ。
- 介護保険サービスを受けていない入所者が参加できるレク活動を行う。
- 余暇活動として、苑庭の手入れや清掃などの機会を持つ。

(5) クラブ活動

クラブ活動は入所者の心身の健康維持に欠かせないものであるため、支援員が主体となって「入所者の心と体が動くような活動」を目指す。集団活動なので必要に応じ感染症対策を講じる。

- 民謡（外部講師）

大きな声を出すことで肺活量を維持し、風邪や誤嚥などの予防を目的に行なっていく。指導者の奏でる三味線や、参加者の叩く太鼓のテンポに合わせて大きな声を出せるようにする。成果を敬老会で発表する。

- 書道（外部講師）

集中力と手本の書を真似るということで指や手、脳の活性化につながるように指導していく。書き終えたら食堂や食堂前の廊下に掲示して成果が見られるようにする。

- カラオケ

大きな声で歌うことで肺を鍛えストレスを発散させる。また、テレビ画面の歌詞や伴奏を見聞きするので入所者の視聴覚異常や、参加状況から社会性などの精神状態を観察する。

- 貼り絵

紙の色彩を目で選び、指先を使って紙を丸めていくことで視覚や心身の残存機能を確認していく。年末には大きな干支の下絵に各色を張り付けていき、参加者全員で協力し合い絵を完成させる。

- 麻雀

先を読み、勝敗やアガリ形を意識することで脳の活動を活性化していくようにする。また、麻雀を楽しむことを通じて他者とのコミュニケーションを図る。

- ナツメロ（外部講師）

若い頃に馴染んだ歌謡を懐かしみ、情景を思い出して振り返るなど、楽しみながら脳の活性化につながるように指導していく。

- 演劇

希望苑で行われた映画やドラマのロケ撮影を観て、入所者の興味や希望がありクラブを立ち上げた。これまで「水戸黄門」「ドリフのコント」「サザエさん」を制作し、敬老会で公開、入所者個々の意外性発見にも役立っている。

- 読書クラブ

今まで行ってきた図書館バスを読書クラブに換えて実施していく。読書が好きな入所者の感性をより豊かにしていきたい。

(6) 生活指導について

- 処遇会議の開催

生活相談員が主体となり、処遇会議を月に1回開催して入所者一人ひとりに合わせた生活支援に努める。

- 個別援助

施設で生活する大勢の入所者の中で、個人としての存在が生かされるように援助する。

- 関係者との調整

入所者とその家族関係を大切にして、日々変わる心情やそれぞれの生活状況に配慮した連絡調整を図る。

(7) 健康管理計画

事業内容	具体策
嘱託医師による健康相談	毎月2回 健康相談（病状に応じて専門医受診）
看護師における 健康管理指導及び処置	・身体測定（身長年1回、体重月1回） ・血圧測定（月2回、身体状況に応じて適宜実施） ・疾病予防のための日常生活指導 ・内服薬の確実な服用の援助 ・衛生教育（手洗い・うがい等の習慣化） ・メンタルヘルスケア
定期健康診断	6月・12月の年2回実施 （基本健康診査項目に準じ内容については協力病院の医師の判断により決定）
感染予防対策	定期的な感染対策委員会の開催 インフルエンザワクチン予防接種事業等の実施
認知レベルの評価	長谷川式の知能スケールテスト（2年に1回） 日常生活行動の低下に応じて適宜実施
口腔衛生指導	歯科衛生士による口腔内評価・健口生活指導
短期宿泊利用者の健康管理	在宅の生活に合わせた個別指導
急変時対応指導（職員）	ストレッチャー、AEDの使用方法など
職員健康診断（職員）	全職員（健康診断）、支援員のみ（腰痛症検診）

(8) 給食について

加齢するにつれて食に対する重要度が増す入所者に、より良い食事の提供に努める。入所者個々に嗜好や摂食に対するニーズがあるので、健康状況（疾病等）や咀嚼・嚥下能力等に関係する調査や研修を行うことで、常に入所者が安心して食事を楽しめるように心がけていく。

(9) 施設の社会化

少子高齢化傾向により様々な面で実施困難な点もあるが、施設の社会化や地域への認知をはかる目的のために感染症対策を講じた上で、あらゆる世代と交流する機会をもっていく。

● 地域社会との交流

希望苑で実施するクラブや行事において、地域の方の参加を通して養護老人ホームに対する理解を得て、社会への認知に繋げていく。

● 幼稚園との交流

施設生活では実現の難しい世代間交流を行なうとともに、祖父母と交流の少ない核家族の幼稚園児の社会性を学ぶ場を提供する。

● 小・中学校との交流

近隣の小・中学校の生徒を受け入れて、養護老人ホームの見学や職場体験に協力する。

● 研修等の受け入れ

研修・実習生については、業務に支障のない範囲で積極的に受け入れて実習の協力をする。

● ボランティアの受け入れ

貴重な社会資源として有効活用し、演芸のボランティアについては年間行事等への組み入れも含めて受け入れる。

(10) 管理運営経費の削減について

物価や人件費の高まりから経費を節減し、より経費を必要とする項目に充てることが重要になりつつあるので、安定的な設備保全の仕様を探り実質的な経費節減に努めていく。

